

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成18～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成18年度	62	57	1	1
平成19年度	159	124	3	1
平成20年度	58	73	0	0
平成21年度	18	16	0	0
平成22年度	35	26	1	9
平成23年度	87	132	19	103
平成24年度	106	120	1	4
平成24年4月～6月	21	18	0	0
平成24年7月～9月	20	14	0	0
平成24年10月～12月	31	28	0	0
平成25年1月～3月	34	60	1	4
平成25年度	985	1,250	36	185
平成25年4月～6月	123	105	5	9
平成25年7月～9月	239	271	3	3
平成25年10月～12月	252	327	5	31
平成26年1月～3月	371	547	23	142

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	57	52	91.2%
平成21年度	13	12	92.3%
平成22年度	33	33	100.0%
平成23年度	87	84	96.6%
平成24年度	101	95	94.1%
平成24年4月～6月	19	19	100.0%
平成24年7月～9月	19	18	94.7%
平成24年10月～12月	29	27	93.1%
平成25年1月～3月	34	31	91.2%
平成25年度	978	968	99.0%
平成25年4月～6月	122	121	99.2%
平成25年7月～9月	237	234	98.7%
平成25年10月～12月	249	246	98.8%
平成26年1月～3月	370	367	99.2%

- (注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,094	1,206	121	462
平成26年4月～6月	438	445	91	233
平成26年7月～9月	266	201	23	210
平成26年10月～12月	211	257	5	10
平成27年1月～3月	179	302	2	9
平成27年度	1,215	1,254	68	538
平成27年4月～6月	306	405	10	65
平成27年7月～9月	277	218	33	366
平成27年10月～12月	179	175	19	73
平成28年1月～3月	453	456	6	33

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,048	988	94.3%
平成26年4月～6月	422	389	92.2%
平成26年7月～9月	256	248	96.9%
平成26年10月～12月	200	192	96.0%
平成27年1月～3月	170	159	93.5%
平成27年度	847	833	98.3%
平成27年4月～6月	276	267	96.7%
平成27年7月～9月	251	247	98.4%
平成27年10月～12月	135	135	100.0%
平成28年1月～3月	185	184	99.5%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上